

“武雄版”持続化給付金

に関するお知らせ

武雄市では、事業の継続を支え、再起の糧としてもらうために市独自の給付金を支給します。

支給対象

- ◇武雄市内にある事業所（資本金10億円以下の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者）
 - ◇新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年11月～令和3年1月のいずれかの月の売上が前年（または前々年）同月比で40%以上減少している者
- ※主たる収入が「給与」の場合は申請対象外となります。

給付額

前年（前々年）の総売上（事業収入）－
前年（前々年）同月比で40%以上減少している月の売上×12カ月
※給付額の上限（給付額は、千円未満切捨て）

市内に本社を置く法人	20万円
・市内に本社を置く法人が所有する本社以外の市内店舗 ・市外に本社を置く法人が所有する市内店舗 ・個人事業者	10万円

※店舗ごとに申請書(様式1)、月別売上表(様式2)をご提出ください。

※新規創業等で前年との比較が出来ない場合は別途ご相談ください。

提出書類

- ①チェックリスト
- ②給付金交付申請書（様式1）
- ③月別売上表（様式2）
- ④給付金請求書（様式3）
- ⑤振込先口座の通帳の写し
- ⑥誓約書（様式4）

※振込先口座の通帳の写しは、銀行名・支店名・口座番号・口座名義（フリガナ）の全てがわかるページをコピーすること

- ⑦確定申告書（1表）の写し

※税務署の受付印のあるもの。e-taxの場合は、メール詳細も提出

※令和2年に開業して確定申告を迎えていない場合は、開業届の写し

申請方法

申請受付窓口へ提出 または 郵送

※郵送の場合は封筒の表に「武雄版持続化給付金」と朱書きすること

受付期間

令和3年2月1日(月) ～ 令和3年2月26日(金) ※平日のみ

受付時間：9時～12時、13時～15時

※郵送の場合は、2/26(金)必着

申請受付窓口

(受付機関 **※平日のみ**)

◇武雄商工会議所

電話：0954-23-3161

〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和 1-2

◇武雄市商工会（北方事務所）電話：0954-36-2111（奇数日のみ）

〒849-2201 武雄市北方町大字志久 1662

◇武雄市商工会（山内事務所）電話：0954-45-2505（偶数日のみ）

〒849-2303 武雄市山内町大字三間坂甲 13800

※商工会議所・商工会は、確定申告相談業務中の為、受付にお時間をいただく場合がございますのでご了承ください。

注意事項

◇提出いただいた書類は返却いたしません。

◇書類や申請内容を精査し疑義が生じた場合、給付金を交付できない場合がございます。

◇給付決定のために、市が所有する個人情報を確認させていただく場合がございます。